JCAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

ワシントン日本商工会会報

10月号 2026年 No. 586

目次

- ワシントン商工会2026年ネットワーキングイベント特集……2
- ワシントンで働く女性の会(J-WIP) 第35回 活動報告……5
- 新会員紹介コーナー……6
- 広告募集のご案内……7
- やさしいコミュニケーション 「⑥ 人の心を読むことの難しさ」 Shiori Communications　岡崎 詩織……9
- 米国での生活と移民法 第94回「外国人の就労の規制強化―日系企業が押さえておきたい最近の移民法の動向」 米国移民法弁護士　石田 砂織……11
- ワシントン月報(第219回)「服部自叙伝(8)」 米国特許弁護士　服部 健一……16
- 今月の書籍紹介「イスラエル:何が問題だったのか」 ポトマック・アソシエーツ　池原 麻里子……20
- English Rescue by Jennifer 「Language and Culture」……22
- 編集後記……24

今月の特集

「ワシントン商工会2026年ネットワーキングイベント特集」



ワシントン日本商工会では、春と秋の年2回、会員企業や関係者が業種や世代を超えて交流し、新たな出会いやつながりを育むネットワーキングイベントを開催しています。今号では2026年の開催模様をまとめてお届けいたします。P.2～

「会員紹介コーナー」

今月は、新たに企業会員となられた一社をご紹介いたします。P.6

連載

「米国での生活と移民法」

今月は、米国における外国人雇用・永住権申請をめぐる規制強化の最新動向についてご教授いただきました。特に、PERM申請の停止、EAD自動延長の廃止、USCIS審査の厳格化、高額手数料案などにより、日系企業にも文書管理、コンプライアンス体制、人員計画の見直しが求められる点などを取り上げていただいています。P.11～

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントン商工会2026年ネットワーキングイベント特集

ワシントン日本商工会では、会員企業や関係者の皆さまが気軽に交流できる場として、春と秋の年2回、ネットワーキングイベントを開催しています。毎回、ワシントンDC地域で活躍する日本企業関係者やビジネスプロフェッショナルが集まり、仕事や事業活動、地域での取り組みについて情報交換を行っています。普段なかなか接点のない業種や世代の方々とも直接お話しできるため、新たな出会いやつながりが生まれる貴重な機会となっています。和やかな雰囲気の中で会話を楽しみながら、参加者同士の理解を深め、今後のビジネスや地域での活動につながる関係づくりができることも、このイベントの大きな魅力です。

春季

6月25日（木）、三井住友銀行ワシントンDC事務所が入居するThe Homer Buildingのルーフトップにて、ワシントン日本商工会・春季ネットワーキングイベントを開催しました。当日は53社／113名の会員の皆様にご参加いただきました。

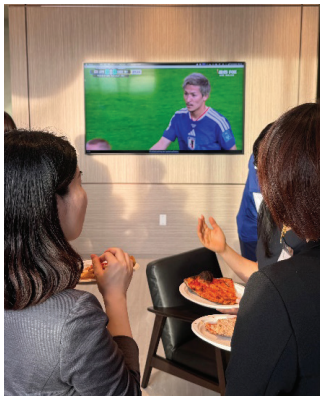
開会にあたっては、今回交代される中村前会長（三菱重工・ワシントンDC事務所長）および斎藤新会長（三井物産・ワシントンDC事務所長）よりご挨拶を頂き、ワシントン日本商工会執行部の新体制のお披露目の機会ともなりました。新旧会長による力強いたすきリレーの下、ますます重要性を増すワシントンDCにおいて、日系コミュニティの結束をさらに深め、また、そのためのネットワーキングの機会として本イベントを積極的に活用して欲しいとのメッセージを頂きました。



当日は、FIFAワールドカップの日本対スウェーデン戦が行われており、参加者の皆さまには試合観戦を楽しんで頂きながら、業種や企業の垣根を超えた活発な交流を行って頂きました。試合中は大いに盛り上がり、熱のこもった応援の結果、日本代表は見事に決勝トーナメント進出を決めました。







JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

2時間という限られた時間ではありましたが、多くの新たな出会いが生まれ、イベント終了後も、交流を深めた参加者同士で引続き試合観戦に向かう姿が見られるなど、新たなつながりの広がりを感じる会となりました。今回のイベントを通じて築かれたネットワークが、今後の皆様の活動の一助となれば幸いです。また、会場となったThe Homer Buildingは三井不動産が保有するビルであり、今回使用したルーフトップレセプションスペースはプレオープン期間中でした。日本企業にゆかりのある素晴らしい会場をJCAWが最初のユーザーとして利用できたことを大変うれしく思います。

秋季

10月14日（水）、在米国日本大使館との共催により、日本大使旧公邸にて秋季ネットワーキングイベントを開催いたしました。当日は、商工会会員のみならず非会員の方々も含め、延べ103社（組織）・174名の皆さまにご参加いただきました。

開会にあたり、商工会の齋藤会長（三井物産・ワシントンDC事務所長）より、本イベントを旧友との再会や新たなネットワークを築く機会として活用してほしいとのご挨拶をいただきました。続いて、大使館の岡崎公使（経済班）より、激動の刺激的な日々が続く中、日米の人と人とのつながりは財産であり、両国の関係を大切にする多くの方々がいることの重要性についてお言葉をいただきました。





今年は日米交流の推進に尽力される米国の方々も多数ご参加くださり、齋藤会長、岡崎公使ともに英語と日本語を交えてご挨拶されました。



当日は、最高気温が30度を超える暖かな陽気となりました。日本大使旧公邸の1階に加え、テラスも開放していただき、伝統と品格ある雰囲気の中、ワシントンの日本料理店による寿司、唐揚げ、シュウマイなどの料理を味わいながら、会場のいたるところで活発な交流・ネットワーキングが行われました。大使館職員の皆さまにも多数ご参加いただき、参加者同士の親睦が深まるひとときとなりました。

閉会に際しては、商工会理事の善見より、本日の出会いや、つながりを今後も大切に育んでいただきたいとお伝えし、一本締めで締めさせていただきました。

約2時間のイベントは、多くの方々と交流するには短く感じられたかもしれませんが、今回のイベントを通じて築かれたネットワークが、今後の皆さまの活動の一助となることを願っております。

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

最後に、ネットワーキングイベントを大過なく盛況のうちに開催できましたことを、参加者の皆さまはもとより、会場設営や片付けに多大なご協力をいただいた大使館の皆さまに心より感謝申し上げます。

次回のネットワーキングイベントは、来年、春~初夏頃の開催を予定しております。今回、スケジュールの都合によりご参加いただけなかった方も含め、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



皆様に支えられ、
インテレッセは創業30周年。
Washington, DCを拠点に、日英バイリンガル人材採用と人事クラウドサービスを支援しています。



提供サービス

人事管理クラウドサービス（iiiHR事業）
30年の派遣管理経験から生まれた、**人事管理を効率化するクラウドサービス。**

主なメリット
・人事アドミ：時間と手間を軽減
・法令遵守：基礎的な条項を網羅
・クラウドサービス：利便性を向上
・格安なサービス料金：$480/月～

30日間
無料トライアル実施中！
Email: iiiHR@iiicareer.com
Website: www.iiiHR.com

人材紹介・派遣サービス（iiicareer事業）
DC地域の特性と企業ニーズを理解したきめ細やかなマッチング。

調査業務・各種コンサルティング
市場調査、組織課題の可視化、人事制度改善支援など。

地域情報誌「さくら新聞」発行（iii-Media事業）
DC地域のコミュニティと企業をつなぐ情報発信。

CELEBRATING 30 iii 1996-2026 YEARS

採用・人事・ビジネスに関するご相談は、どうぞお気軽にお問い合わせください。
interesse international inc.
Email: dc@iiicareer.com　Tel: 571-384-7117
1717 K Street NW Suite 900, Washington, DC 20006

Happy Halloween!



Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントンで働く女性の会（J-WIP）第35回 活動報告

企画担当理事



2026年9月28日、ワシントンDCで働く女性を応援するJ-WIP（※）の第35回スピーカーイベント「“Navigating the U.S. AI Policy Landscape: U.S. Business Perspectives and Responses”（米国AI政策の動向を読み解く：米国企業の視点と対応）」を開催しました。

当日は、200社以上の米国大手企業CEOがメンバーのビジネスラウンドテーブル（BRT）でテクノロジー・イノベーション担当バイスプレジデントを務めるエイミー・シュアート氏を講師として迎え、米国のAI政策を取り巻く最新動向や、産業界における関心事項等について幅広くお話を伺いました。会場には商工会会員・非会員約35名が参加し、シュアート氏と活発な意見交換を行いました。

シュアート氏は、テキサス大学オースティン校で公共政策修士号を取得した後、連邦政府の代表的なリーダーシップ育成・採用プログラムである大統領管理フェロー（Presidential Management Fellow）として社会保障局（SSA）でキャリアをスタートさせ、下院歳入委員会で長年にわたり政策立案に携わってこられました。その後、英国発のテクノロジー企業Onfidoで米政府渉外機能の立ち上げを担い、2023年にBRTへ参画されました。



本イベントではまず、シュアート氏が政策分野からテクノロジー企業、さらに業界団体へと活動の場を広げてこられたキャリアの経緯について紹介されました。CEOの声を代表するBRTの特徴的な運営体制などが共有されるとともに、多種多様な分野でキャリアを築くうえで示唆に富むお話を伺うことができました。

続いて、米国のAI政策をめぐる議論に話題が移りました。技術および政策を取り巻く環境が進化する中、シュアート氏は、AIに関するBRTの見解や、米国政府およびその他のステークホルダーとの継続的なエンゲージメントについて説明されました。また、キャリアを築く上で必要なスキル、覚悟、人脈作りなどについて貴重なアドバイスをいただきました。

今回のイベントは、米政権の方針に加え、本年11月の中間選挙後の連邦議会や州政府の動きなど、刻々と変化する情勢を把握し、各企業や関係団体が政策当局と対話を重ね、国際的な連携を築いていく重要性を改めて認識する機会となりました。

（注）当イベントは原則オフレコでしたが、講師の了承を得た情報を盛り込んでいます。

※ J-WIP（Japanese Women in the Professions in Washington DC）：ワシントン地区で働く日本女性へのキャリア育成支援活動。2016年1月から、ワシントン日本商工会として支援

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

新会員紹介コーナー

新規会員の自己紹介ページです。今月は個人会員一名から紹介文をいただきました。既存会員による自己紹介機会もございますので、お気軽に事務局（office@jcaw.org）までご連絡下さい。

会員名: 津曲　果林（つまがり　かりん）

自己紹介・入会動機



ワシントンDCを拠点に日米間の人的交流を行う非営利団体で仕事しております。仕事を超えて当地における日本人・日本ビジネス、そして日米関係全般に関与される方々のコミュニティに少しでも貢献できればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

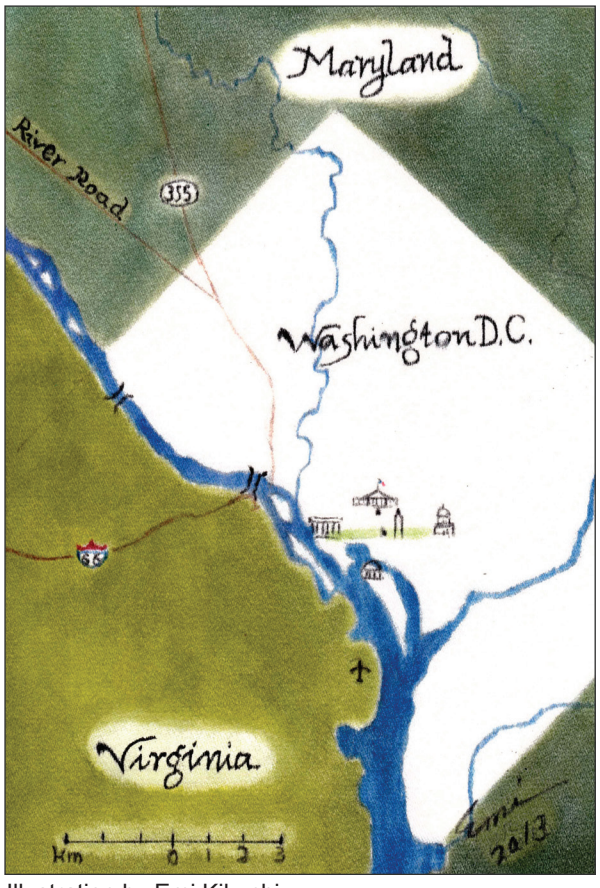


Illustration by Emi Kikuchi

米国日本通運株式会社は2022年1月より、
社名を**NXアメリカ株式会社**へ変更致しました。



帰国の際の引越はNXアメリカにお任せください

お問い合わせ、お申込みはNXアメリカワシントン営業所まで

TEL: (703)-661-8326（日本語ダイヤル）

URL: https://www.nipponexpress.com/moving/us/

NX NIPPON EXPRESS

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



広告のイメージ図

JCAWは、ワシントンDCにおける日本人コミュニティの重要な情報発信元であり、商工会議所として地域社会において重要な役割を果たしています。

そんなJCAWの会報を通じて、貴社の広告や宣伝を効果的に発信しませんか?

会報の広告にはリンクを設定でき、クリック一つで貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセス可能です。さらに、年間契約でお得なプランもご用意しております。

詳細は、ぜひJCAW事務局までお問い合わせください。

料金体系（2026年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※	1/4ページ	$65	$600	$100	$860
	1/2ページ	$130	$1,200	$165	$1,470
	1ページ	$260	$2,400	$320	$2,880

※ 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。
1年（1月～12月）契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）

お問い合わせ先
Japan Commerce Assosiation of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaw.org URL: www.jcaw.org

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

登録情報のご確認、更新をお忘れなく

法人会員、個人会員ともにご登録情報（会員名、電話番号、メールアドレスなど）にご変更がある場合は、お気軽に事務局までメール（office@jcaw.org）にてご連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください！

JCAW
Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

YAMATO TRANSPORT U.S.A.
INTERNATIONAL MOVING SERVICE

お荷物の多い方！時間のない方！面倒なお引越は全てまかせてら～くらく！
安心
引越らくらく 海外パック

箱に入らない家具や自転車なども送りたい、だけど安く済ませたい！そんな方へ
丁度いい
ベーシックプラン

定形の箱に入るお荷物だけご自身で梱包をして節約！すぐに必要ではないお荷物は船便で割安に
節約
単身プランSea

定形の箱に入るお荷物だけご自身で梱包をされる方必要な荷物を最短の所要日数でお届け
早い
単身プランAir

＼各サービスの詳細はウエブサイトにてご覧いただけます／
www.yamatoamerica.com/cs/

フリーダイヤル 1-866-5-KIKOKU (5 4 5 6 5 8)
日本以外の世界中へのお引越・米国内のお引越も！

米国ヤマト運輸　ワシントンDC支店
22930 Quicksilver Drive, Unit 115
Dulles VA, 20166
Phone: (703) 661-3501
Email: wasoperat@yamatoamerica.com

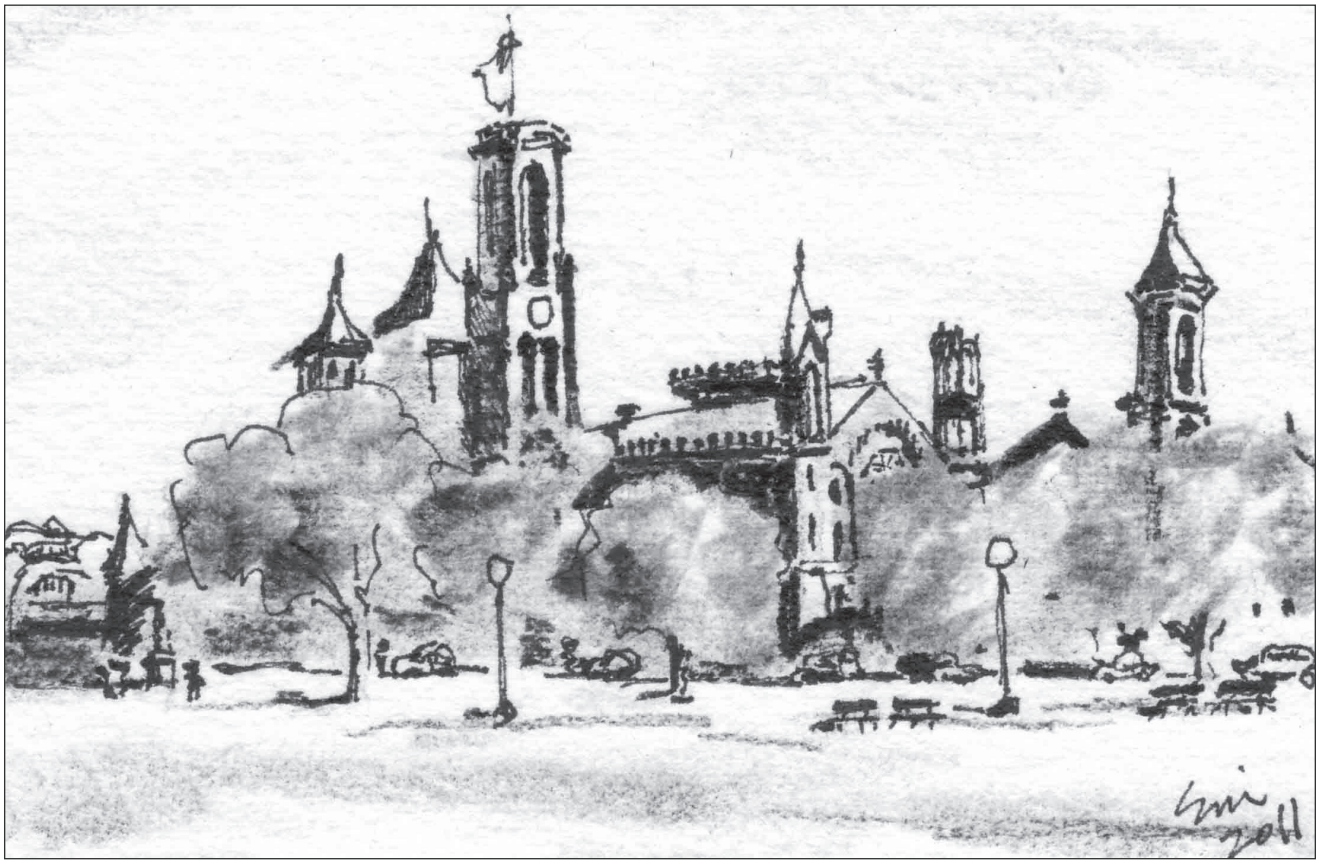


Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

やさしいコミュニケーション
「⑥ 人の心を読むことの難しさ」

Shiori Communications　岡崎 詩織

日に日に朝夕が涼しくなり、秋らしい気候になってきました。今回は「読書の秋」に絡めて、米国でのコミュニケーションにおけるreadという言葉に焦点を当て、人の考えや気持ちを「読む」ことをどのように試みるのか、日本との違いも含めて考察します。

まず、日米で共通している概念から。「空気を読む」という考えは、集団主義の日本らしいもののように聞こえますが、英語にもread the roomという、同じ意味の言い回しがあります。会議での雰囲気、講演をしているときの聴衆の反応など、複数の人たちの全体的な考えを推し量ることを指し、長々と話している人をやんわりと制して次のトピックに移るべきか、冗談を言って場を和ませるべきか、といった決断につながります。


The Last Bookstore
（ロサンゼルス）

Read between the lines（行間を読む）という表現も、日米双方で使われます。日本では文章、特に文学で使われることが多いようですが、米国では発言にも使います。政府の声明、企業と顧客のやり取りなど、ポジティブな表現の裏にある真意がなんなのか、明確に言っていないけれど実は伝えたいこと、逆に隠したいことがなんなのかを考えます。余談ですが、「間（ま）」や「余白」を重視するという意味では、武道や建築をはじめ日本文化に通ずるところがあり、非常に興味深いと思います。さらに、画面や紙の文字を思い浮かべると、書かれている文字が黒、余白が白で、通常は見えている所が光、隠れている所が影である中、陰と陽の色も逆で、これまた面白いと思います。

特定の人の考えに関しても、英語でreadを使います。何か提案しようとしたときに相手が同じことを言った場合、You read my mind! と言いますが、たまたま同じタイミングで起きたことに関する感嘆の言葉で、推し量るということではありません。同じ考えに至ったとき、近年は日本でも「以心伝心」と軽い形で言いますが、それに近いでしょう。なお、似たような言い回しであるGreat minds think alike! は、相手のことのみならず自分のことも褒めているため、それなりに親しい人に冗談交じりに使う表現で、社内会議における提案から同僚とのランチの行き先まで、たまたま同じ意見が出た幅広い場に使えます。また、複数の人が偶然同じような服を来てきた場合は、I guess we all got the memo that we should wear pink! などという冗談がよく交わされます。

Read the room に関しては、複数の人たちのまとまった考えがひしひしと伝わってくるため、状況を読むことが期待されますが、特定の人の考えに関しては、自分の考えと一致したときに驚く。それはつまり、米国を含む英語圏がローコンテクストの多様な文化であるため、一人一人の考えを読むことまでは期待されていないということだと思います。もちろん、「相手の立場に立って考える」という概念は、Put yourself in their shoes. などといった表現で教わりますし、それを普段から心掛けている人もいるでしょう。気遣いができる人やカスタマーサービスが行き届いたホテルなどは、She's so thoughtful. や They always

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

go the extra mile. といった形で称賛され、一を聞いて十を知るような部下は職場で重宝されます。ただ、そういった存在は稀で、他の人に対して「言わなくても分かるはず」といった怒りはありません。


角川武蔵野ミュージアム（埼玉県所沢市）

恋愛関係においては別です。ガールフレンドや奥さんが怒っており、男性が理由を聞いても説明してくれず、むしろ I'm fine! の一点張り、というのは米国でも見る構図で、fine という言葉の裏の意味などがネタとしてよく取り上げられます。ジェンダーによって物の見方が違う、というステレオタイプは別として、少なくともカップルの片方は、長年築いてきた親しい仲においてはいちいち説明しなくても分かるはず、という期待や、これまで何度も訴えてきたことを覚えてくれないことに対する失望を抱えてます。ローコンテクストの言語に関係なく、小さなハイコンテクストの環境が作られているという意味で興味深いと思います。


ピョルマダン図書館（ソウル）

Readに話を戻すと、考えていることがすぐに顔や態度に出る人については、They're so easy to read. やHe's an open bookと言います。日本語の「あの人分かりやすいよね」と同様、「裏に別の思いを隠していない」というポジティブな評価とともに、少し相手を甘く見ている言葉で、必ずしも褒めているとは言えません。自分らしく振舞いつつも、その場の状況に合わせて感情をうまくコントロールできる人には、authentic やgenuineといった称賛の言葉が贈られます。

その場の雰囲気であれ、言葉の裏の真意であれ、人の表情であれ、「読む」ことはすなわち「解釈する」ことであると言えるでしょう。憲法のように、文字が目の前に固定されていても、読む人の知識や経験によって、そして読んだときの情勢やタイミングによって解釈が異なるのですから、人の考えのように目に見えないものについては、なおさら無数の解釈ができます。その中でベストを尽くし、そして相手にもうまく解釈してもらえるように自分も言葉や表情を選んで意思表示をする—そんな難しいバランスの中で私たちのコミュニケーションは成り立っています。他人同士、ましてや異なる文化・歴史・言語を持つ日本と米国の間でこれだけ円滑に意思疎通ができていること自体、Great minds think alike! と喜べる奇跡かもしれません。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

岡崎 詩織プロフィール：



シアトルで生まれ、ホノルルと東京で育つ。Shiori Communications, LLCの代表として、ワシントンDCを中心に、通訳、執筆活動などを展開。日米をつなぐ言葉の仕事に情熱を注いできた。過去には米日カウンシルや在米・在英日本大使館の広報チームで勤務。通訳者としては、日米各地でハイレベルの会議、人的交流プログラムなどを担当。ダートマス大学で学士号、コロンビア大学の国際公共政策大学院とジャーナリズム大学院で修士号を取得。TBSワシントン支局のポッドキャスト「週刊ワシントン」の準レギュラー。ブログ「tabula sarasara」、ポッドキャスト「CrossWorld Puzzles」更新中。

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

米国での生活と移民法
第94回
「外国人の就労の規制強化―日系企業が押さえておきたい最近の移民法の動向[1]」

米国移民法弁護士　石田 砂織

この夏から秋にかけて、外国人の就労や永住権取得を制限する政策が相次いでいます。大手テクノロジー企業に対するPERM申請の停止に加え、一定の就労許可証（EAD）の自動延長廃止、H-1BやF-1OPTの高額手数料案など、外国人を雇用する企業の人材計画に関わる動きが続いています。今回は、2026年10月15日時点の動向と、注意すべき点についてお話します。

＜大手テクノロジー企業8社のPERM申請受付停止＞

10月8日、米国政府は、Microsoft、Adobe、Cognizant、Infosys、Tata Consultancy Services、Wipro、HCL、Capgeminiの8社について、PERMと呼ばれる永住権申請のための労働認証手続きを停止すると発表しました。労働長官の説明によれば、対象企業からの新規申請を受け付けず、すでに提出され、審査中の申請も処理しないという措置です。再開時期は示されていません。会見では、複数の連邦機関による調査が理由として挙げられました。[2]

PERM Labor Certification（PERM）とは、雇用に基づく永住権申請で通常必要となる手続きです。外国人の永住権申請をスポンサーする雇用主は、所定の求人活動を行い、その職務に就く能力と意思があり、必要な資格を持つ米国内の労働者を確保できないことなどについて、労働省の認証を求める手続きを行う必要があります。この手続きが一般にPERMと呼ばれます。単に求人広告を出すだけでなく、応募者を適切に検討し、その結果を記録する必要があります。

今回のPERM停止により、上記8社では、PERMを前提とする外国人従業員の永住権申請手続きが、事実上進められなくなるケースが生じています。そのため、個々の従業員の経歴や職務内容に応じて、PERMを必要としないNational Interest Waiver（NIW、国益に基づく免除）、EB-1A（卓越した能力を有する者）、EB-1C（多国籍企業の役員・管理職）など、別の申請方法を検討することも考えられます。ただし、いずれも独自の要件があり、すべての従業員が利用できるわけではありません。

今回の8社へのPERM停止以外でも、外国人の永住権申請をする際にアメリカ人の雇用機会を妨げたとして、連邦政府機関より取り締まりの対象となった企業もあります。例えば、司法省は4月28日、ClouderaがPERM関連の求人で、外部からのメールを受け付けないアドレスを応募先として指定

1　本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2　https://www.whitehouse.gov/videos/vice-president-jd-vance-holds-press-conference-on-fighting-visa-fraud/

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

するなど、米国の労働者の応募を妨げたとして、同社を訴えました。労働省は5月12日、同社に関するPERM申請の処理を180日間停止する措置を発表しています。[3] また、8月4日、司法省はOpenAIとその子会社Statsigについて、PERMの求人で一時的就労ビザを持つ者を優遇し、米国の労働者を不利に扱ったとの疑惑を320万ドルの罰金を課す形で和解した事を発表しました。司法省は、通常の採用では電子応募を認めながらPERMの求人では郵送を求めたことなどを問題にしています。[4]

上記8社に対する措置を発表した記者会見では、外国人雇用そのものはアメリカ人の雇用機会を奪い、低賃金で働く外国人労働者を雇うテクノロジー企業に対しての措置といった見解が多く述べられましたが、PERMの申請および外国人雇用に一般的に使われるH-1Bは、地域と職種に対応する標準賃金（prevailing wage）所定の賃金を支払うこと、同様の職務に就く労働者の労働条件を悪化させないことなどが条件になっています。もちろん、既存のシステムを悪用する雇用者もいるとは思いますが、中間選挙を目前に移民方面での取り締まりをさらに強化するといった政治的な側面もあるかもしれません。

今回の取り締まりには日系企業は含まれていませんが、移民法のルールや審査基準には変動が激しいので、日本人を含め外国人を雇用する企業は、移民法へのコンプライアンス体制を随時見直しする必要があるでしょう。特にPERM申請に関しては、以下の点を含め確認すると良いでしょう。

1. PERM申請における職務内容、最低要件、賃金水準の正確性
2. PERM申請に記載された最低要件に特定の技術や日本語などの外国語を必要とする場合は、実務上に必要であることを証明できるか
3. PERMの求人手続きが、通常の求人手続きと比べて、米国労働者による応募を制限する形となっていないかどうか
4. 応募者を不採用とした理由を、職務との関係でしっかり説明できるか
5. 募集文書、履歴書データベース、応募者対応記録、監査ファイルが適切に管理されているか
6. PERM申請書類提出前6ヶ月以内にレイオフがあった場合のコンプライアンスが適切か
7. 人事担当者が交代する場合に、移民法上のコンプライアンスが継続的にできる制度が整っているか

＜移民局での審査手続きの厳格化について＞

移民局（USCIS）は8月5日、必要な初期証拠が欠ける場合や、提出資料で資格が立証されていない場合、追加資料請求（RFE）や否認予定通知（NOID）を出さずに申請を否認する裁量を広げる方針を示しました。RFEがなくなったわけではありませんが、「不足資料は後から求められる」との前提で準備を進めることは避けるべきでしょう。L-1やE-2の米国内申請を含め、最初の提出時点で必要な証拠を揃えるのが重要となります。[5]

3 https://www.dol.gov/index.php/newsroom/releases/eta/eta20260512

4 https://www.justice.gov/opa/pr/civil-rights-division-secures-settlement-openai-discriminating-against-us-workers https://www.justice.gov/crt/media/1455621/dl

5 https://www.uscis.gov/sites/default/files/document/policy-manual-updates/20260805-EvidentiaryStandards.pdf

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

また、9月18日からは、永住権を申請する外国人に対し、以前よりも広範囲の事情を考慮する公的扶助（public charge）の審査方針が適用されています。生活保護などの公的扶助を必要とする外国人は永住権申請の却下の対象となるといった法律は以前からありますが、雇用に基づく永住権申請者には、安定した収入源が想定されている事もあり、適応される場合がほとんどありませんでした。新規ルールでは、雇用に基づく申請も対象となり得るため、本人と家族の経済状況、給付の利用歴、適用除外や経過措置を個別に確認する必要があります。特に、世帯収入が低い、就労履歴が短い、公的給付の利用歴がある、または扶養家族も申請する場合には注意が必要です。[6] 現在このルールに関する訴訟が起きていますので、今後の行方も注目されます。[7]

さらに、10月14日、国土安全保障省は、労働許可証（EAD）更新申請に伴う自動延長を廃止する最終規則を公示し、同日施行しました。この新規則の対象となるのは、2025年10月30日以降に提出したEAD更新です。[8] 従来は、EAD期限内に更新申請を提出していれば、更新が審査中の間でも就労許可が最長540日、自動延長される仕組みがありました。今回の規則の下では、2025年10月30日以降の対象となる更新申請は、申請中という理由だけでは自動延長されなくなりました。EADは、永住権申請手続き中の人や、一部の就労ビザの配偶者、に使われます。この新規則のもと、EADの更新手続きが長引くと、雇用資格が途切れる場合もあるでしょう。また、EADを持つ社員がいる場合は、I-9の管理にも注意が必要となります。

ただし、例外として、期限内にEAD更新申請を行ったSTEM OPTは、他の法律で180日間のEADの自動延長が認められています。[9]

＜今後予測される新しいルールについて＞

上記の他、日本人駐在員を含め外国人を雇用する日系企業に影響を与える新規則案がいくつか公示されているので、以下にまとめました。

雇用就労後60日間の猶予期間廃止の規則案

9月11日には、雇用終了後に認められる、裁量による最長60日の猶予期間を廃止する規則案が公示されました。対象にはH-1Bだけでなく、日系企業が多く利用するE-1、E-2、L-1と、その帯同家族も含まれます。現行の猶予期間は、I-94の残存期間などの制限を受け、就労継続を認める制度でもありませんが、別の資格への変更や帰国準備のための時間として重要な役割を果たしています。廃止案はまだ施行されていませんが、赴任終了や雇用終了の日程を決める際には、本人と家族の移民手続きを早めに確認することが望まれます。[10]

6 https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-8-part-g

7 https://apnews.com/article/immigration-public-charge-benefits-assistance-lawsuit-new-york-95ac8c221f5ded109d36fe13ebd7bc8f

8 DHS, Removal of Automatic Extensions for Certain Employment Authorization Documents, 91 Fed. Reg. 65306 (Oct. 14, 2026), §§I.C, II.D, III; 8 C.F.R. §274a.13(d), (e). https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-10-14/pdf/2026-20955.pdf

9 8 C.F.R. §274a.12(b)(6)(iv)

10 https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-09-11/pdf/2026-18631.pdf

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

なお、9月号の会報で取り上げたF、J、Iビザステータスの「D/S」を廃止する規則については、9月14日の裁判所命令による施行延期が続いています。裁判所は、行政手続法（APA）に基づき、最終規則の施行日を全国的に延期しました。これは規則そのものを終局的に無効とした判断とは異なり、今後の裁判所の判断を引き続き確認する必要があります。[11]

過去の認可への先例尊重の原則の廃止

さらに10月14日には、同じビザステータス更新、滞在延長の審査で、事実関係に変化がない場合は、移民局が過去の審査に出した認可を原則として尊重する規定を削除する案も公示されました。これは提案段階で、現行の取扱いを直ちに変えるものではありません。ただし、L-1などの延長を予定する企業では、過去の承認に頼らず、現在も要件を満たす資料を整える必要性が高まる可能性があります。[12]

H-1B申請、F-1 OPTの高額手数料案

外国人専門職の採用コストをめぐる動きも続いています。一定のH-1B案件に課された10万ドルの支払いについては、9月に大統領布告により延長されましたが、裁判所による阻止が続いています。9月30日のカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所の命令は、当初の布告とその延長に基づく実施方針の執行を差し止めました。[13]

これとは別に、国土安全保障省は8月25日、年間枠の対象となるH-1B請願について、既存の手数料に加えて10万3,265ドルを課す規則案を公示しました。この案は、アメリカの大学の新卒者の就労資格をF-1OPTからH-1Bへ変更する場合や、海外からH-1B就労ビザを利用して人材を呼ぶ際にも当てはまります。新規則が施行となった場合は、H-1Bを利用するコストが大幅に上がる形となります。[14]

11 Presidents' Alliance on Higher Education and Immigration v. U.S. Department of Homeland Security, No. 1:26-cv-13799-FDS, ECF No. 50, at 46–48 (D. Mass. Sept. 14, 2026)（5 U.S.C. §705に基づく最終規則の施行延期。GPO公開の裁判所意見書）。https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-mad-1_26-cv-13799/pdf/USCOURTS-mad-1_26-cv-13799-0.pdf

12 DHS, Removing Deference to Prior USCIS Determinations of Eligibility, 91 Fed. Reg. 65119 (Oct. 14, 2026), Docket No. USCIS-2026-0529（8 C.F.R. §214.1(c)(5)の削除案。未施行）。https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-10-14/pdf/2026-20941.pdf

13 Global Nurse Force v. Trump, No. 4:25-cv-08454-HSG, ECF No. 130, at 34 (N.D. Cal. Sept. 30, 2026) https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-cand-4_25-cv-08454/pdf/USCOURTS-cand-4_25-cv-08454-17.pdf

14 DHS, Fee for Certain H-1B Petitions, 91 Fed. Reg. 54817 (Aug. 25, 2026), Docket No. USCIS-2026-0298（規則案）。https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-08-25/pdf/2026-17324.pdf

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

さらに10月8日には、F-1学生の実務研修制度であるOPTについて、最初の推薦に7万ドル、その後の推薦に3万ドルを課す規則案が公示されました。規則案上の支払義務者は学校ですが、学生や雇用主への費用転嫁も想定されています。また、施行後の最初の推薦であれば、STEM OPT延長であっても7万ドルの対象となり得ます。これも提案段階であり、現在その金額の支払いが求められているわけではありません。現地で新卒採用を行っている企業は特に注視する必要があります。[15]

＜まとめ＞

このように、全体として、アメリカ政府の移民政策は、雇用主への審査を強化し、外国人材の採用に係る潜在的コストを引き上げ、手続上の柔軟性を縮小しています。今後も連邦裁判所での訴訟が想定されるので、移民法関係では変動の激しい状態が続くでしょう。日系企業も、文書管理、コンプライアンス体制、人員計画を見直し、重要人材の確保と執行上の不測の事態の回避に備える必要があるでしょう。

15 DHS/ICE, Optional Practical Training Fees, 91 Fed. Reg. 64566 (Oct. 8, 2026), Docket No. ICEB-2026-0100（規則案）。https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-10-08/pdf/2026-20660.pdf

© 2026 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

石田砂織プロフィール：

アメリカ移民法専門家として約20年の経験を持つ弁護士。バーンズ&ソーンバーグ法律事務所等を経て独立し、Ishida Immigration Law PLLCを設立。アメリカでビジネスを営む日系企業を含む様々な法人、個人のクライエントに幅広く移民法のサービスを提供している。ニューヨーク州、ワシントンD.C.にて弁護士資格を持つ。米国移民法弁護士協会（AILA）所属。お問い合わせ、ご相談をご希望の方はcontact@ishidaimmigration.comか（202）656-8778までご連絡下さい。

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントン月報（第219回）
「服部自叙伝(8)」

米国特許弁護士　服部 健一

前回までのあらすじ

私は幼少の頃はとにかく軽率で無鉄砲だったようで、5歳の頃池に落ちて水の中で気を失ったところをそばの庭で洗濯していたおばさんに助けられたり、あるいは7歳の頃五日市街道というバス通りに飛び出して車に轢かれて左足を骨折したが河北病院で手術をして完治して、退院後しばらくすると学校仲間と走り回ったりしていた。そのため、これらの事故の事はその後の若い人生の時は、単にそんな事もあったなと考えるだけで、全く真剣には考えもしなかったが、その後人生の重大な岐路に立った時に重要な判断材料になったのは人生の妙と言えるのかもしれない。ともあれ軽率で勉強嫌いであったために小中学校で手を挙げて発言した事は全くなく、成績は燦燦たるものであったため、父のスパルタ教育で小中学校は何とか卒業出来たが、大学受験を心配した父の命令で、創立して間もない武蔵工大付属高校へ行かされた。その高校で始めた硬式テニスが私に合っていたようで腕を上げ、高校で東京代表、大学一年で関東大学2位となり、テニスをバイトで教え始めた。しかし、私がテニスをし過ぎて勉強が疎かになっていることから父にテニス部を辞めさせられ、父が出版した本で国家公務員試験の問題集で勉強をさせられたので試験に合格し、特許庁に就職させられた。つまり、特許庁へ就職するまでの私の人生は全て父が決めていたのである。そして審査官として順調に3年位仕事をしていると、特許庁はもっと本省と交流しなければならないとして、突然、通産省トップの室と言われる大臣官房企画室へ出向させられた。そこでの仕事は毎晩12時を越えて帰宅するという激務ではあったが、日本経済を動かし、導くという仕事は楽しく、且つ通産高官達にテニスを教えるという任務もあり、ノイローゼになるどころかとにかく楽しいものであった。大臣官房企画室で3年半働くと特許庁に戻り当時勃発し始めた日米特許庁問題を担当する内に、この問題を解決するためには私がアメリカへ行き、そこでアメリカ企業のために日本特許出願問題を解決していかなければならない、と考え始め特許庁を退職してアメリカのANMK特許事務所へ就職する事になった。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

11.2　米国特許庁副長官とのインタビュー



ANMK法律事務所に着くとまず最初にした事は米国特許庁のK副長官とのインタビューを行う事であった。我々は日米特許庁交渉を行う時の連絡係であったために我々の仲はツーカーであり、私は日本特許庁を辞してアメリカに来る事は伝えてあったのでアメリカに着いたらとにかく米国特許庁に来い、乾杯しよう、と話し合っていたのである。K副長官に会ってインタビュー出来るという事はANMK事務所のパートナー達に私の価値を認識させる事にもなると考えて私は敢えてインタビューを設定しておいたのだ。K副長官に会うと彼は、ヤアヤア、本当にワシントンDCに来たのか、まずはコーヒーで乾杯だ！、と言って我々はコーヒーカップでカチンとさせたのである。そして私はその当時両特許庁が進めていた出願や審査のコンピュータ化について日本特許庁は特別会計にしてコンピュータ企業の支援を得てドンドン進

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

んでいたが、米国特許庁は作業が遅れていた事について、何故なんだ、と聞いてみた。するとK副長官は、ちょっとはにかみながら、実はあのペーパーレス計画は出願と審査データをコンピュータで行うという大それた計画ではなく、出願書類が米国特許庁内で紛失する事故が多いのでそれを防ぐためが主目的で、米国では審査官がいい加減でしかも企業の力が強く、日本のように企業の協力を得られないので遅くなっているんだ…と説明していた。こうして政府/企業の力関係は日米で全く異なるものだなと痛感させられると共に社会構造の違いを知らされたものだった。この情報は日本特許庁にとっても米国のコンピュータ化の実態を知る上で非常に重要であったので特許庁幹部に直ちにそれとなく伝えておいた。

ともあれ、K副長官とのコーヒー会談は和気藹々としたものであったが、私にとってはパートナー達に私の価値を認識させただけではなく、それからずっと後にビザ問題等でK副長官から宣誓書を書いてもらったりして、私には米国政府官庁のサポートもあるという事を移民局に示す点でも非常に重要であったのである。

11.3 仕事の開始

ANMK法律事務所では直ちに出願の仕事が始まったが、最初の仕事はルイジアナ州で働く米国発明者の日本特許出願の問題で、やはり日本弁理士や日本特許庁審査官は技術や特許を十分に理解せず、特許が降りないので日本特許法に問題があるのではないか、と疑っているというケースであった。そこで英語原本と日本翻訳明細書の両方の書類を検討すると（これは日本語を理解しないアメリカ人発明者や特許弁護士には出来ない作業である）、とにかくまず翻訳が悪い。当時の日本特許法では最初に出願した日本語明細書が原本になるから翻訳を訂正するにも限界があった。発明者は私が日本人であるので最初は非常に警戒しているようであったが、日英両原本を読んで発明が正しく理解されていない、あるいは翻訳日本語明細書には本当の発明が表現されていないのではないか、という事を伝えたり、あるいは日本語拒絶理由や日本語先行技術の要旨を分かり易く伝えたりしている内に日本語翻訳を全く理解出来ない彼は段々と私に対する態度を軟化させて、やはりそうなのか、という表情をし始めた。こうして2～3時間議論すると私は彼の発明の本質も理解出来るようになり、どのような翻訳補正書を提出すれば良いか明らかになって行く。発明者はやがて安堵し、こういう特許の国際ビジネスには日本語、英語と技術を理解する君のような人材が米国にも絶対に必要なんだな、と言い出した。私は、一体いつ英語明細書を日本の特許事務所に送ったのですか、と聞くと優先権が切れる1週間前だという。それでは日本の特許事務所もやっつけ的翻訳しか出来ない、せめて1ヶ月前に送らなければだめだと諭すと、彼はでもヨーロッパの国々では1週間前でも数日前でも何の問題もないと言う。私はヨーロッパ代理人であれば英語もフランス語も、スペイン語もイタリア語も同じレベルでこなせるだろうけど、日本人にとって英語はとにかく特殊だからもっと時間を与えなければだめですよ、というと、彼は、今日やっと問題の本質が分ったような気がする、これからはせめて1ヶ月前に送る、と言っていた。これでこの発明者と彼の会社の日米特許問題と摩擦はこれからは相当軽減されるな、私がアメリカに来た意味があったのだろうな、とホッとしたものである。

こういう英語明細書、日本語翻訳明細書の不備から生ずるアメリカ発明者、アメリカ代理人、日本代理人、そして特許庁審査官のちょっとした誤解から生じている日米特許摩擦のケースは我が事務所でも多数あり、それらを私は1つ1つ解決して行った。どのケースでもアメリカ発明者は日本人の私に会った当初は非常に警戒していたが、色々話している内に問題の本質を理解するようにな

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

り、打ち解けていくのがほとんどであった。その度に私は、日米特許問題をまた1つ解消したな、という安堵を感じたものであった(なお、外国出願の翻訳問題は、日本特許庁は外国語の出願を受理するという特許法第36条の2を2007年に制定して以来、大幅に改善されていると考えられる)。

11.4 R議員の日本特許制度批判

それでもこの頃の米国企業の日本特許制度批判はとにかく強かった。そしてある精鋭スタートアップ企業が半導体に関する基本技術開発をして欧米では基本特許が取れたにもかかわらず日本だけ取れず、地元のR議員を動かして、同議員は議会で日本特許制度批判の公聴会を行った。通産省と特許庁はこの対策に大わらわになり、一体R議員や彼の部下達は日本の特許制度を本当に理解しているのか、それを探って欲しいと私に依頼して来た。こういう役目は私が特許庁を退職してアメリカに来る事が許可された1つの重要な仕事である。しかし、そのために費やした時間を通産省や特許庁にチャージする事は出来ないのでパートナー達にその重要性を理解させて無料で働く許可を得てから着手していった。

まず、R議員の下で日本特許問題を担当しているのはW秘書官であるという情報を入手して彼と面談して話し合う事になった。会うと彼は米国の精鋭スタートアップ企業が日本で特許を取れない実態を次々と捲し立て始めた。私はそれらの1つ1つを反論して行き、それらの問題は日本の特許制度だけの問題ではなく、どの国でも存在しますよ、特に翻訳問題は重要で、日本語翻訳原本がしっかり英語原本を反映していなければ発明がどう解釈されるか分かりませんよ、と言うと、翻訳がどの程度正しいかは私には全く分からないからなぁ、とお手上げのような表情をする。そこで私は、日本語翻訳がどの程度正しいか、日本語を知らないあなたでも判断する方法はあるんですよ、と言うと、秘書官は、え？そんな馬鹿な！、と叫ぶ。簡単です、日本語翻訳を第三者の翻訳者に英文翻訳させるのです、そして英語原本と再翻訳英文を比較すれば日本語翻訳がどの程度正しかったか大体分るでものです、と私は言う。彼は、あっと言って、なるほどそういう手もあるのか…と呟いた。

暫くして彼は、実は私は日本特許法の問題の詳細は知らない、しかし日本特許法の第83条には強制実施権の規定があり、このため米国企業はたとえ日本で特許を得ても日本企業にライセンスしなければならないので特許権の独占的な価値を薄めており、米国企業は交渉で非常に不利になる、米国特許法には強制ライセンスさせるような条文はない、この第83条を何とか出来ないのか、と詰めて来た。私は、ああ、第83条の強制実施権の問題ね、と一見同情の姿勢を見せるものの、確かに米国特許法には強制ライセンスの条文はないものの、裁判所は判決で衡平法の観点から場合によっては独占権を認めずに強制ライセンスを設定する事があるじゃないですか、これは日本特許法第83条と実質的に同じ事で米国だって強制ライセンスを裁判所は認定するので日本と同じでしょう、と反論する。彼は、そうかそうだったのか…、と言うような顔付きをするがそれは言葉にはせずに、

「しかし…、しかし…、いいか正直に言って私は日本特許法の事は良く知らない、米国特許法の事もそんなに詳しい訳ではない、だがとにかく日本特許制度は米国企業にとって不利であると聞いている、何かおかしいんじゃないか」、と言う。

「それはそういう点はあるかもしれないけど、米国特許制度にも日本企業にとって不利な点はありますよ」

「じゃあ、日本特許制度の本当の問題点を教えてくれ」

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

と言い出すではないか！

「それを調べるのはあなたの責任でしょう」、と言うと、

「しかし、私は特許の専門家ではない。君がまとめてくれるなら「ハットリ・レポート」として議会に発表してもいいんだ」(注：これは彼が私に対して本当に述べた発言である)

＜こいつ何を言い出すんだ！＞

これでは話にならない。大体、アメリカの政治家とか官庁の日本特許問題の知識とはこんな程度なのか。要するに米国企業の情報や苦情を鵜呑みにして日本や外国に対してワアワア騒ぐのが多い。

ともあれ議会の第1回の公聴会は日本特許制度を非難する形で終ったが、第2回公聴会はそれに反論する日本主張を聞く形で行われたのはアメリカらしい公平なやり方であった。とにかく、日本特許制度バッシングの動きはその後大事に至らず納まっていったのはW秘書官が私とのやり取りでかなり本質を理解してR議員に報告し、レクチャーしたためかもしれない。そこで、私も日本特許庁に多少恩返しが多少でも出来たのかな、と思ったものであった。

(続く。「自叙伝」原本は日本弁理士会パテント誌2025年7月号に掲載)

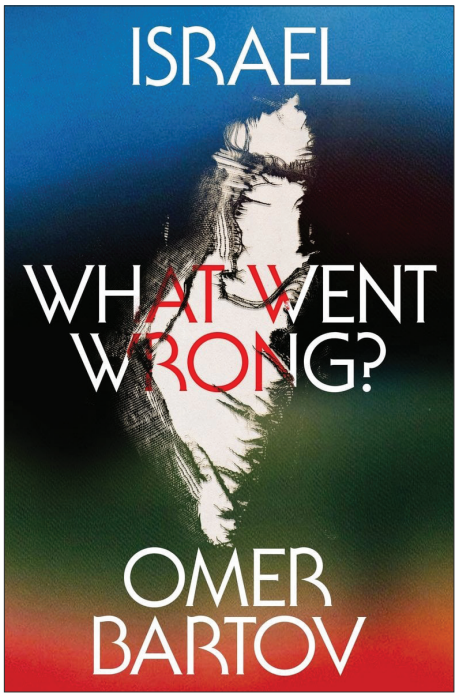


Illustration by Emi Kikuchi

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

今月の書籍紹介
常に存亡の危機にさらされている恐怖感
脅威の下では国際規範守る義務はないのか
イスラエルが辿り着くのは国際社会からの疎外か
「イスラエル：何が問題だったのか」
オマー・バートフ

ポトマック・アソシエーツ　池原 麻里子



「イスラエル：何が問題だったのか」
オマー・バートフ
（ファラー・ストラウス＆ジルー）

2023年10月7日、ガザ地区を統治するイスラム組織ハマースがイスラエル南部に武力侵攻後、イスラエルは大反撃。激しい戦闘が続き、2025年4月時点でイスラエル軍はガザ地区の約3割を支配し、緩衝地帯として封鎖を強化、占領地での暴行行為も横行している。

歴代の米大統領が、ネタニヤフ大統領に共同作戦を求められても拒否してきたイラン攻撃。同大統領はバラ色のシナリオをトランプ大統領に売り込み、共同先制攻撃に賛同させ、2026年2月28日に攻撃を開始して現在に至る。違法なパレスチナ占領、ヨルダン川西側地区での民族浄化、ガザ地区での大量虐殺、シリア侵攻、レバノン爆撃とこの数十年のイスラエルの蛮行に続く行為だ。

なぜイスラエルはこのように好戦的で、市民を含む犠牲者を厭わない行動を取るようになったのか。その原因を探る本書の著者は、ホロコーストとジェノサイドを専門とするブラウン大学教授である。キブツ生まれで、イスラエル国防軍（IDF）で将校として勤務した経験もあり、イスラエル問題を語るに相応しい。

そもそもイスラエルはホロコースト以降、国際社会から稀なシンパシーと支持を得てきた。それは第二次大戦でホロコーストを放置した西側諸国の罪悪感と、同国の独立宣言が「人種、信条、性別によるいかなる差別もなく、すべての市民に完全な社会的・政治的平等を保障する」ことを約束し、独裁国家に囲まれた民主国家の鏡と見られていたからだ。

シオニズムは、啓蒙主義、産業革命、そしてナショナリズムの台頭を受けて、欧州のディアスポラにおけるユダヤ人の生活が劇的に変化した結果として誕生。ユダヤ人がヨーロッパ社会の主流に加わるにつれ、次第に近代化や都市化、そして伝統社会の崩壊といったあらゆる弊害と結びつけられるようになり、反ユダヤ主義がシオニズムを生み出した。

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ホロコーストの答えとして、1948年のイスラエル建国と同時に、パレスチナからの同文化根絶が起きた。イスラエルは民主主義と自由主義の原則を反映した憲法を採択することなく、シオニズムはユダヤ人の自己解放と、迫害や反ユダヤ主義からの解放を求める運動から、国家イデオロギーへと変貌を遂げた。

「いかなる形態のジェノサイドも決して起こさせない」という誓いは、イスラエルでは「ユダヤ人に対するジェノサイド」と解釈された。それは、イスラエルの公的生活や言説でより重要な役割を果たすようになり、過去の出来事ではなく、差し迫った脅威として捉えられるようになった。

イスラエルは、地域における軍事的優位性がますます揺るぎないものとなっていっても、自国が常に存亡の危機にさらされていると受け止め始めた。世界がホロコーストを傍観していたという主張は、脅威にさらされている状況下では、イスラエルにはいかなる国際規範も受け入れる義務はないと主張するために利用された。

1967年の第三次中東戦争後のヨルダン川西岸地区とガザ地区の長期にわたる占領は、イスラエルの政治、国民の意識、そして規範に対し、多大な影響を与えてきた。占領は、被占領者と占領者の双方から人間性を奪ったのだった。

2023年10月7日以降のガザでの膨大な犠牲者数に対してイスラエル国民が驚くほど無関心である理由を理解するには、たとえ多くのイスラエル人が自国の政府や軍を批判していたとしても、元国防相がハマース、ひいてはガザの一般市民を「人間以下の動物」と呼び、それが国民の大多数の感情を反映していたという事実を認識しなければならない。植民地化は、最も文明化された人間でさえも非人間化してしまう。

著者はイスラエルには2つの道が考えられるという。1つはガザからパレスチナ人を一掃しようとする試みを断固として続け、中東で唯一の民主主義国家であるというその主張は、茶番に過ぎなくなる。イスラエルは孤立を深め、世界中のユダヤ人コミュニティが反ユダヤ主義の高まりに直面しつつも、関わりを持つことをためらうような、国際社会から疎外された国家となる。

2つ目は、可能性は低いものの、イスラエルとパレスチナが1948年以来続いてきた政治的枠組みそのものを変えることを余儀なくされるというもの。しかし、現在の悲劇を、政治的解決を図る好機として活用できる立場にあるのは米国だけである。生憎、現政権下ではその可能性は低い。

（New Leader　2026年6月号より転載）

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

English Rescue by Jennifer：「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – America's 250th Anniversary and National Parks

The 250th anniversary of the United States in 2026 offers an opportunity to reflect on the nation's history, ideals, and shared heritage. The National Park Service plays an important role in preserving the landscapes, historic sites, and monuments connected to America's founding and development—from Revolutionary War battlefields to civil rights landmarks. During this anniversary year, national parks provide meaningful places for Americans and international visitors alike to learn about the country's past while recognizing the importance of protecting these sites for future generations.

In this series, we are highlighting national parks that commemorate important chapters of American history. So far, we have explored Yellowstone NP (Wyoming), Independence National Historical Park (Philadelphia), Great Smoky Mountains NP - home of the Cherokee people and Appalachian Mountains and culture, Saguaro NP (outside of Tucson, Arizona), Biscayne NP (South Florida**),** Lewis and Clark National Historical Park, civil rights landmarks for Juneteenth and Valley Forge.

This month we focus on American's 250 from a Virginia perspective.

In 2026, as the United States celebrates its 250th anniversary, Autumn is a wonderful time to explore Virginia, where visitors can discover the places and stories that shaped the nation while enjoying the beauty of the season. Just outside the busy Washington, D.C., region, the historic towns of Yorktown, Williamsburg, and Jamestown offer a fascinating journey into America's past.



virginia.org

Colonial Williamsburg: Step into the 18th Century

A short drive from Yorktown, Colonial Williamsburg brings the colonial era to life. Historic buildings, traditional workshops, and interpreters dressed in period clothing help visitors imagine daily life in the 1700s. Watching craftspeople demonstrate traditional skills and exploring the town on foot make this an engaging cultural experience for visitors of all ages.

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

Jamestown: The Early Story of English America

At Jamestown Settlement, visitors can explore replicas of the ships that brought English settlers to Virginia, a reconstructed fort, and an exhibit about the Powhatan people, whose communities were already established in the region. The experience provides a broader perspective on early American history, including the encounters and conflicts between Indigenous peoples and European settlers.

Yorktown's Waterfront: Seafood and Small-Town Charm

After a day of sightseeing, head to Yorktown's Riverwalk Landing, where restaurants and shops overlook the York River. It is a pleasant place to enjoy regional seafood, take photographs, and experience the relaxed atmosphere of a historic American waterfront town. Depending on the season, local menus may feature Chesapeake Bay oysters, crab, and other regional specialties.

A Scenic Drive Through Autumn

The Colonial Parkway connects Yorktown, Williamsburg, and Jamestown through a peaceful landscape of wooded roads, historic sites, and river views. October can bring beautiful fall colors, making the drive a memorable part of the trip. For Japanese visitors who enjoy *kōyō* (autumn leaves), the American tradition of taking a scenic fall drive offers a familiar appreciation of seasonal beauty in a distinctly different setting.

This autumn, combine the celebration of America's 250th anniversary with history, local cuisine, and the changing leaves of Virginia. The area around Yorktown offers more than a look into the past—it is an invitation to experience the landscapes, traditions, and stories that continue to shape the United States today.

- National Park Service. "Yorktown Battlefield." https://www.nps.gov/york/
- Colonial Williamsburg. Official website. https://www.colonialwilliamsburg.org/
- Jamestown-Yorktown Foundation. Official website. https://www.jyfmuseums.org/
- National Park Service. "Colonial National Historical Park." https://www.nps.gov/colo/
- Visit Yorktown. Official tourism website. https://www.visityorktown.org/
- Virginia Tourism Corporation. Official tourism website. https://www.virginia.org/



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、"頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略"(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍 (著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。



10月号　編集後記

ワシントンDC周辺では、朝晩が冷え込んだかと思えば、昼間は上着がいらないような暖かな日もあり、秋らしい気まぐれな天気が続いています。

一方、米国では中間選挙まで残りわずかとなり、ニュースも街中の話題も選挙一色に染まっています。

地域の話題に目を向けると、9月26日にワシントン日本語学校で運動会が開催されました。あいにくの小雨模様にもかかわらず、子どもたちは真剣なまなざしで競技に挑み、元気いっぱいの声が会場に響いていました。また、保護者による綱引きでは大人たちも本気モード。子どもたちに負けない熱戦が繰り広げられ、大いに盛り上がりました。

さらに、10月14日に開催した商工会ネットワーキングイベントにも多くの皆さまにご参加いただきました。ビジネスの話に留まらず、趣味やスポーツ、おすすめのレストラン、DC生活の工夫まで話題は尽きず、あちこちで笑顔の輪が広がっていました。初対面同士でもすぐに打ち解けられるのは、商工会ネットワーキングの魅力と言えます。

人と人とのつながりがいっそう心地よく感じられる秋。会員の皆さまの交流がさらに深まり、ワシントン地域におけるネットワークの輪がますます大きく広がっていくことを願っております。

皆さま、どうぞ実り多き秋をお過ごしください。

芦澤・岡本

会報に関するお問い合わせにつきましては、JCAW事務局までご連絡ください。

JCAW Copyright © 2026 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。